

地方一般財源の総額確保について

【担当省庁】 内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

〔地方一般財源の総額確保について〕

高齢化の進展により累増する**社会保障関係経費**をはじめ、「**こども未来戦略方針**」に基づく**こども・子育て政策の強化**や、**地域医療を確保するために医師を派遣するほか不採算部門を抱える公立大学附属病院を含む公立病院への財政支援**、**教員の処遇改善及び給与改定に伴う人件費所要額**、**AI 需要に起因する半導体不足により高騰する情報機器関連費用**など、**地方の実態に即して必要となる歳出を適切に地方財政計画に計上し、地方交付税をはじめとする地方一般財源総額の増額確保**をお願いするとともに、**継続検討とされているガソリンの暫定税率及び環境性能割の廃止並びにいわゆる教育無償化に係る安定財源の措置に加え、消費税の減税や自動車税及び軽自動車税のあり方の見直しが行われた場合においても地方の財政運営に支障が生じないよう必要な措置**をお願いしたい。

〔地方交付税総額の確保について〕

地方財政においては、令和8年度も引き続き臨時財政対策債の発行額がゼロとなったものの、依然として約1兆円という巨額の財源不足が発生している。今後とも、**臨時財政対策債に依存することなく地方交付税総額を確保**していただきたい。

〔遺失拾得業務について〕

令和7年の年間訪日外国人客数が過去最高を更新するなか、京都府においても外国人延べ宿泊者数が前年比10.7%増となるなど、観光需要が高水準で推移していることを背景として、遺失・拾得の取扱い件数についても高止まりの状態が続いている。

複雑・多様化する遺失拾得業務をよりの確に行うための**遺失物取扱担当要員(警察事務職員)**に係る**更なる地方財政措置**を講じていただきたい。

京 都 府 の 担 当 課	知事直轄組織	職員総務課(075-414-4138)
	総務部	財政課(075-414-4424)
	総合政策環境部	情報政策課(075-414-5960)
		大学政策課(075-414-5199)
	健康福祉部	医療課(075-414-4975)
	警察本部	警務課(075-451-9111)

【国の事業等】

■地方一般財源総額 72.0兆円（令和7年度予算67.5兆円）

■地方交付税総額 20.2兆円（令和7年度予算18.9兆円）

※臨時財政対策債は前年度に引き続いて新規発行額ゼロ

■京都府における地方交付税（基準財政需要額）に占める社会保障関係費の割合

- ▶ 地方交付税を含む一般財源の大部分を、増加し続ける社会保障関係経費をはじめとする義務的な経費に充当せざるを得ず、自由度の高い財政運営が行えない状況

【単位：億円】

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R7/R3比
社会保障関係※	1,572 (33.9%)	1,578 (34.3%)	1,628 (35.1%)	1,699 (36.2%)	1,739 (36.4%)	167 (110.6%)
その他	3,066 (66.1%)	3,025 (65.7%)	3,007 (64.9%)	2,998 (63.8%)	3,032 (63.6%)	▲ 34 (98.9%)
合 計	4,638 (100.0%)	4,603 (100.0%)	4,635 (100.0%)	4,697 (100.0%)	4,771 (100.0%)	133 (102.9%)

(※) 社会福祉費、衛生費、こども子育て費（R6から）、高齢者保健福祉費の合計値

■京都府における病院の経営

- ▶ R8年度の診療報酬改定は2.2%（薬価改定率除き）とR6年度を上回る改定となっているが、公立大学附属病院は地域の基幹病院であり人件費の総額が大きく、高度医療を提供するために高額な医薬材料や設備等が必要であるにも関わらず、普通交付税の1床当たりの算入率に係る密度補正による割り落としがあり、公立病院の水準を下回っておりさらに厳しい状況
- ▶ また、公立大学附属病院には地域の医療機関への医師派遣機能があり、地域医療の安定のためには、公立大学附属病院の経営安定が不可欠

■京都府における教員の処遇改善の影響（令和8年1月から適用）

- ▶ 教職調整額の水準は令和12年度までに4%から10%へ引上げ
- ▶ 管理職の本給へ令和12年度までに最大月額24,200円を加算
→令和8年度の一般財源への影響額は、約6.2億円の見込
※退職手当への影響を除いた場合の試算額

■京都府における給与引上げの影響

- ▶ 令和8年度中の一般財源への影響額は約68.2億円/年（R7と同規模の想定）
※公民較差是正のための給料表改定+平均3.1%、地域手当の見直し、期末・勤勉手当支給月数+0.05月引上げ
※このほか府公立大学法人分 約6.6億円

■京都府における情報機器の調達への影響

- ▶ 情報機器の調達について、パソコン端末等の価格が著しく高騰しており、予定価格を大幅に超過した入札不落が発生

■警察活動を支える人的基盤の強化

- ▶ 複雑・多様化する遺失拾得業務をより的確に行うため、遺失物取扱担当要員（警察事務職員）の更なる増員のために必要な地方財政措置を要望

地方税体系の充実強化について

【担当省庁】総務省、財務省、経済産業省、国土交通省

厳しい財政状況の中、地方が安定的な行政サービスを提供し、かつ、地方の独自性を維持・発展させていくため、公平で安定的な税収の確保の充実及び偏在性の小さい地方税体系の構築に取り組んでいただきたい。

消費税減税の検討においては、消費税収の約4割は地方税財源であり、社会保障関係経費の増加や物価高騰などによって地方財政が厳しい状況にある中で、地方が安定的に行政サービスを提供していくためにも、代替財源の確保など地方の財政運営に影響が生じないように、丁寧に議論を進めていただきたい。

自動車関係諸税の見直しについては、自動車税環境性能割及びいわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止に伴う代替の恒久財源の確保も含め、地方の安定的な行政サービスの提供及び財政運営に支障が生じないように、地方の意見を尊重し、丁寧に議論を進めていただきたい。

法人事業税の収入金額課税制度は、受益に応じた負担を求める外形課税として地方税収の安定化に大きく貢献していること、大規模発電施設や液化ガス貯蔵施設は周辺環境への負荷が大きく多大な行政サービスを受益していることから、現行制度を堅持していただきたい。

京 都 府 の担当課	総務部 税務課(075-414-4429)
---------------	-----------------------

【現状・課題等】**■消費税の減税**

- ▶ 令和8年2月20日の自由民主党の高市首相による施政方針演説において、軽減税率が適用されている飲食料品については、「2年間に限り、消費税をゼロ税率とすることにつき、スケジュールや財源の在り方など、その実現に向けた諸課題に関する検討を加速」し、「夏前には中間とりまとめを行い、税制改正関連法案の早期提出」を目指すとの意向が示された。
- ▶ 食料品の消費税をゼロとした場合の府内自治体の減収額は約200億円

■自動車関係諸税の総合的な見直し

- ▶ 令和8年度与党税制改正大綱において、「公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う」こととされた。
- ▶ 令和8年度与党税制改正大綱において、「自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、令和8年3月31日をもって廃止する」こととし、「地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する」こととされた。（令和8年度の減収分は地方特例交付金により措置）
- ▶ 令和8年度与党税制大綱において、「令和10年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得る」こととされた。

■いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止

- ▶ いわゆる「ガソリンの暫定税率」を廃止した租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和7年12月5日公布）の附則において、地方の安定財源の確保について、「具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得ること」、「安定財源の確保の完成までの間において、地方の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置において適切に対応すること」が明記された。（令和8年度の減収分は地方特例交付金により措置）

■法人事業税の収入金額課税制度

- ▶ 経済産業省の令和8年度税制改正要望で、電気供給業及びガス供給業等について、一般の競争下にある事業者と同様の課税方式への変更を要望
- ▶ 令和8年度与党税制改正大綱において、電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税のあり方については、引き続き検討することとされた。

小規模市町村財源の充実確保について

【担当省庁】総務省

財政の安定性を確保しつつ、各種行政需要の増大に対応をしていくためには、市町村財源の充実確保が必要であり、小規模市町村が行政サービスを持続的に提供できるよう、配慮していただきたい。

過疎市町村は小規模であることが多く、財政基盤は脆弱である。生活基盤の整備に不可欠な過疎対策事業債については、過疎計画に記載した事業を市町村が確実に実施できるよう、大幅に増額いただきたい。

【現状・課題等】

- 税収が伸び悩む中、過疎地域等小規模な地方自治体は徹底した行財政改革や歳出削減に取り組むなどの努力をしている。しかしながら、人口減少や少子高齢化社会の到来により、社会保障関連経費は増大し、特に、主要産業がなく税収が少ない小規模市町村は、増大する行政コストのための財源確保に苦慮している。
- 令和3年4月に新過疎法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）が施行され、全国的に過疎団体が増加する中、過疎対策事業債は市町村の要望額どおり発行できない状況が続いている。また、全国的に令和7年度に合併特例債の発行期限を迎えた団体が多い中、過疎地域に指定されている合併団体において過疎対策事業債の要望額が増加することが想定され、今後さらに同債の配分額が減少することが懸念される。

京 都 府 の担当課	総務部 自治振興課(075-414-4454)
---------------	-------------------------

■過疎対策事業債府内の状況（令和7年度・見込）

府内借入要望 84.0 億円 → 借入同意（配分） 73.5 億円
10.5 億円は、市町村の要望どおり配分されていない。

<参考>

▶ 過疎市町村（12 市町村）

福知山市（旧三和町、旧夜久野町、旧大江町）、綾部市、宮津市、
京丹後市、南丹市、木津川市（旧加茂町）、笠置町、和束町、
南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

※福知山市、木津川市は一部過疎

※京都市（旧京北町）は新過疎法において過疎対象団体から外れたが、令和
8年度まで、経過措置期間中

▶ 過疎対策事業債に係る地方債計画額（全国総額）の推移

（単位：億円）

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
計画額	5,200	5,400	5,700	5,900	6,100

▶ 過疎市町村の団体数の推移

	R 2. 4. 1 (新法施行前)	R 3. 4. 1 (新法施行時)	R 4. 4. 1 (R 2 国調反映)
全国	8 1 7	8 2 0	8 8 5
京都府	1 0	1 0	1 2

▶ 府内市町の合併特例債の発行期限

令和6年度（H16 合併） 京丹後市

令和7年度（H17 合併） 福知山市、南丹市、京丹波町、与謝野町

誰もが恩恵を受けられるデジタル化 推進基盤等の強靱化について

【担当省庁】 デジタル庁、総務省

デジタル社会の実現に当たっては、誰もがデジタル技術の恩恵を受けられることができるよう、以下の措置を講じていただきたい。

〔地域の暮らしと経済を支えるデジタル化の推進〕

- ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の運用について、利用希望者からのユニバーサルサービス提供の求めに応じて、最終保障提供責務を有する事業者が早期に履行する仕組みを構築すること。

〔デジタルガバメントの推進〕

- 自治体情報システムの標準化に係る移行経費については、特定移行支援システムの移行が完了するまで引き続き確実な財政支援を行うこと。

また、運用経費等の削減に向けて、システム利用料も含めて国が主体的に事業者と調整を行うとともに、令和9年度以降も、引き続き国が責任をもって地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金などによる財政措置を講じること。

- 自治体DXを実現するため、継続的かつ十分な財政措置を講じること。とりわけ、近年のデジタル技術関連費用の高騰に対応するため、自治体単独での業務効率化のためのシステム導入及び維持に係る経費（クラウドツール、各種デジタル技術活用のための通信帯域拡充等）について、デジタル活用推進事業債の対象拡大などによる財政措置を講じること。

また、各省庁のシステム変更に伴い、自治体のシステム変更が生じる場合は、その費用を国が責任をもって全額措置すること。

京 都 府 の担当課	総務部	自治振興課 (075-414-4445)
	総合政策環境部	情報政策課 (075-414-5960)
		デジタル政策推進課 (075-414-5674)

【国の事業等】

- 情報システム標準化・共通化〔総務省〕 2.1 億円
 - ▶自治体における情報システムの標準化に要する経費
- デジタル基盤改革支援補助金〔総務省〕 7,741.5 億円
 - {1,825 億円（令和2年度第3次補正予算及び令和3年度第1次補正予算）＋5,163 億円（令和5年度補正予算）＋194.1 億円（令和6年度補正予算）＋559.4 億円（令和7年度補正予算）}
 - 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に基金を造成し、標準準拠システムへの移行に必要な準備経費（※）に対して補助
 - （※）現行システム分析調査、移行計画の策定に要する経費やシステム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化、契約変更等に伴う追加的経費等）
- 地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金〔デジタル庁〕
 - 運用経費の増加分に係る補助（補助率 1/2）
- 地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策の強化 40.3 億円
 - （令和7年度補正）地方公共団体におけるセキュリティ基盤（自治体情報セキュリティクラウドや地方版脆弱性診断システム等）を強化
- 地域デジタル社会推進費〔総務省〕（普通交付税 1,500 億円/年度）
 - ▶地域社会全体のデジタル化を進めるため、自治体がデジタル化に取り組む経費（当初の事業期間は R7 までだったが、R11 まで延長）
- デジタル活用推進事業費〔総務省〕（一般行政経費(単独) 1,500 億円）
 - ▶行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXや、地域の課題解決を図る地域社会DXを推進する事業を対象とした地方債の特例措置を創設（充当率 90%のうち、50%を地方交付税措置。事業期間は R11 まで）

【京都府の取組】

- 情報システムの標準化・共通化
 - ▶基幹業務システムをはじめ、府内自治体のシステム共同化の取組を、全国に先駆けて平成19年度から順次開始
 - ▶徴収率の向上や徴税コストの削減を図るため、平成21年に、京都府及び府内市町村（京都市を除く）により、税の賦課徴収業務の一部を共同で実施する組織として京都地方税機構を設立
 - ▶基幹業務システムの標準化・共通化の取組を府及び府内市町村共同で取り組んでいるところ。ガバメントクラウド接続回線の共同調達や府及び市町村担当者のためのセミナー等を実施（ガバメントクラウド接続及び基幹系情報システム標準化推進 令和8年度予算 16 百万円）
- 情報セキュリティ対策
 - ▶庁内の各部局が運用するシステムのサーバ基盤の統合により、セキュリティ強化（障害発生時の早期原因特定、ランサムウェア攻撃の検知強化等）と複数基盤の維持コスト及び更新経費削減（令和8年度予算 127 百万円）
 - ▶ゼロトラストセキュリティ（常時監視・診断型セキュリティ）の実装によるデジタル社会の実現に向けた安心・安全な業務環境整備（令和4年度実装。5年間運用経費総額 266 百万円）

東京一極集中の是正等に向けた国土政策 及び地方創生施策の展開について

【担当省庁】内閣官房、内閣府、経済産業省、国土交通省

〔国土形成計画〕

国土形成計画で指摘されているとおり、東京への人口、諸機能の一極集中は、大規模災害や感染症へのリスクを高め、また、地方における利便性の低下、地域産業の弱体化等のさまざまな弊害をもたらしているため、国を挙げて東京一極集中是正のための取組を進めていただきたい。

また、人口減少下においても持続可能な地域づくりを進めるため、地方がその実情に応じて行う地方創生の取組に対し支援を拡充するとともに、国土保全、生活、交通インフラやデジタル基盤の整備など、地域の安全・安心、暮らしや経済を支える国土基盤の一層の充実・強化をお願いしたい。

〔地域未来戦略〕

- 戦略17分野における「主要製品・技術等」について、半導体製造装置や蓄電池など、各地域の強みを踏まえた製品・技術等を追加いただきたい。
- 「地域産業成長プラン」の策定に当たっては、重点支援企業を中心とした手法ではなく、スタートアップやインキュベーション施設のマッチング支援などによる多様なクラスター形成の手法も容認していただきたい。

〔京都府・京都市共同提案〕

- 「地域産業成長プラン」に係る支援については、既存の補助金等における優遇措置等に留まらず、補助率の嵩上げや新たな補助金の創設など、策定自治体にとってプラン推進の後押しとなる財政支援措置をお願いしたい。

〔地域未来交付金〕

地域未来推進型について、「地域産業成長プラン」に該当しない子育てや移住など、従来の地方創生施策も交付金の対象とするとともに、引き続き十分な予算を確保いただきたい。

〔企業版ふるさと納税〕

官民連携による地方創生の更なる充実・強化、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点からも、企業版ふるさと納税制度の恒久化を図っていただきたい。

京 都 府 の担当課	総合政策環境部 総合政策室 (075-414-4348) 地域政策室 (075-414-4458) 商工労働観光部 産業労働総務課 (075-414-4819)
---------------	----------------------------------------------------------------------------------------

【現状・課題等】

- 国土形成計画（全国計画）において、「国土構造における東京一極集中の弊害にかんがみ、国土全体にわたり人口や諸機能の広域的な分散を図り、東京への過度な集中を是正することは喫緊の課題である。」と言及されている。
- 「地域産業成長プラン」については、国による支援の仕組みづくりの方向性として、地域未来交付金での優先採択や、新たな財政措置を国で検討されている。
- 地域未来交付金（地域未来推進型）については、地域未来戦略を推進するうえで特に重要な取組（戦略産業クラスター関連事業等）について、優先採択が実施されている。

【国の事業等】

- 国土形成計画・国土利用計画の推進〔国土交通省〕 0.8 億円
- 地域未来交付金〔内閣府〕 2,600 億円
(令和8年度当初予算 1,600 億円、令和7年度補正予算 1,000 億円)

【京都府の取組】

■地域未来交付金の採択状況（※市町村分除く）

- ▶ 地域未来推進型 1,533 百万円（満額採択）
- ▶ 地域未来推進型（プロフェッショナル人材事業） 70 百万円（満額採択）
- ▶ 地域未来推進型（移住・起業・就業事業） 71 百万円（満額採択）
- ▶ デジタル実装型（TYPEA） 99 百万円
- ▶ 地域防災緊急整備型 60 百万円（満額採択）

■企業版ふるさと納税の受入額の推移（R8. 3時点）

(単位：(上段) 件、(下段)：百万円)

	H28～R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	13	11	21	37	53	102	90
金額	21.7	14	150	186	302	755	662

地域の将来を支える大学・学生への支援について

【担当省庁】文部科学省

大学は、地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える人材や産業育成に多大な貢献をしており、地方創生にとって重要な役割を担っている。

しかしながら、少子化により現在の学生数を支える 18 歳人口が減少する中で、学生数の減少が想定されているため、以下の措置を講じていただきたい。

〔大学生の修学支援等〕

- 物価高騰の影響の下にあっても学生の学修機会を確保するため、経済的に修学が困難である学生のための入学料・授業料の減免や、食料、生活必需品等の配布、メンタルヘルスケアを含めた学生生活全般に関する相談体制の充実など、大学が講じる学生への支援強化に係る取組に対する財政支援

〔大学経営の基盤強化〕

- 国公立大学の入学料及び授業料について、長年据え置かれているが、近年の人件費の上昇や物価高騰等を踏まえた見直しを行っていただきたい。

京都府・京都市共同提案

〔地方大学への支援〕

- 多様な分野で地域に貢献している大学が、国公立、私立問わず、地方創生に資する共創の拠点となり、安定的な運営を確保できるよう、国立大学における運営費交付金や公立大学における地方交付税措置、私立大学に対する助成を拡充されたい。

【現状・課題等】

■学生数の減少

- ▶ 文部科学省の中央教育審議会で示された資料においては、2040 年台には、18 歳人口が 70 万人台まで減少し、現在の大学定員を維持した場合、定員充足率が 7 割程度になるとの推計値が示されている。

<18 歳人口の推移（中央教育審議会（第 141 回総会）参考資料）>

	令和 5(2023)年	令和 22(2040)年	差し引き
全国	110 万人	74 万人	▲36 万人
京都	2 万 2 千人	1 万 6 千人	▲ 6 千人

京 都 府 の担当課	総合政策環境部 大学政策課 (075-414-5199)
---------------	------------------------------

■授業料等の実態

- ▶ 公立大学の授業料等は、実態として国立大学の授業料等を上限に定めており、事実上国立大学の授業料改定が行わなければ、料金見直しの理解が得られにくい。

<公立大学基礎データ 2025年度学生納付金調査結果（大学昼間部）>

授業料 国同額 87大学
国以上 6大学

■国立大学における入学料及び授業料の標準額の状況

- ▶ 入学料・授業料の標準額は、社会経済情勢等を踏まえて見直しが行われているが、入学料は平成14年以降、授業料は平成17年以降改定されていない。

<国立大学の入学料及び授業料の標準額（私立大学等の令和7年度入学者に係る学生納付金等調査結果について 参考資料）>

	年度	国立大学
入学料	平成14年	282,000円
授業料	平成17年	535,800円

【国の事業等】

- 国立大学法人運営費交付金〔文部科学省〕 1兆 971億円
- 私立大学等経常費補助〔文部科学省〕 2,987億円
- 高等教育の修学支援新制度〔文部科学省〕 6,567億円

地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の構築について

【担当省庁】文部科学省

地域の中でスポーツ・文化芸術に触れ、親しみ、共に楽しみながら健康に過ごせる社会の実現に向け、以下の措置を講じていただきたい。

〔部活動の地域展開等の実現〕

- 経済的困窮家庭が地域のスポーツ・文化芸術活動に参加する際の練習場所への移動に係る費用や地域クラブの参加費等の負担軽減を図るための継続した財政措置
- 地域展開等を一層円滑に進めるため、地域クラブの指導者の資格取得に対する財政支援や研修体制の整備等について、一層の支援をいただきたい。

〔地域におけるスポーツ環境の確保、充実に向けた支援〕

- 基盤施設の整備、更新、機能向上等の円滑な実施のため、スポーツ庁独自の幅広いスポーツ施設を対象とした補助制度の創設
- 民間・大学等の保有施設も含めた既存ストックを活用し、スポーツ環境を確保・充実するため、施設修繕や運営支援など、府民利用を促進する仕組みの構築に対する支援制度の創設と十分な予算確保
- 産官学連携による、スポーツを通じた地域課題解決やスポーツ環境向上のためのビジネスモデルの実証・実装に対する支援制度の創設

〔「eスポーツの聖地・京都」の実現について〕

- eスポーツの競技力向上に向けた大会開催やプロによる指導など、選手育成・強化の取組を対象とした支援制度の創設
- eスポーツの社会的意義の周知・啓発を図るとともに、だれもがどこでも e スポーツを通じて活躍できるイベントや環境の整備に対する支援制度の創設

京 都 府 の 担 当 課	総合政策環境部 地域政策室(075-414-4381) 文化生活部 スポーツ振興課(075-414-4250) 健康福祉部 健康福祉総務課(075-414-4548) 教育委員会 保健体育課(075-414-5875) 学校教育課(075-414-5831)
------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【現状・課題等】

- 少子化や学校の働き方改革が進む中、学校単位で活動し、指導は教員が担うという部活動の継続は困難であるため、地域の子どもたちが将来にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境を新たに構築していく必要がある。
- eスポーツは、老若男女、また障害の有無によらず誰もが気軽に参加できるため、スポーツ実施者の拡大につながることを期待され、国内外で多くの大会が開催されていることから、eスポーツの社会的意義の周知や競技環境の整備が必要であるもの。
 ※eスポーツの定義…改正スポーツ基本法（R7.9.1施行）により、国・地方公共団体が機会の充実を図る努力義務の対象として、「情報通信技術を活用したスポーツ」を定義。国通知により、同定義は「eスポーツ」と同義と明記されている。

【国の事業等】

- 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進〔文部科学省〕 54億円
 中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助
- スポーツ施設整備に係る現行の補助制度の問題点

社会資本整備総合交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園内に設置する施設に<u>対象が限定される</u> ・ 全体の<u>配分額が不足</u>しスポーツ施設の整備等に十分配分されにくい
学校施設環境改善交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般利用のスポーツセンター等が対象となるが、<u>配分額が不足</u> ・ 基準額の算定に用いる<u>建築の単価が安価</u>
スポーツ振興くじ助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模スポーツ施設の整備は、Jリーグホームスタジアム等や国民スポーツ大会冬季大会競技施設に<u>対象が限定される</u>

【京都府の取組】

- 部活動活性化体制構築推進事業 84百万円
 - ▶ 中学校の部活動地域展開や地域クラブ活動の推進支援及び府内公立学校に部活動指導員を配置
- スポーツ拠点施設充実
 - ▶ 所在市町村の区域外からの利用者が見込まれる、地域における基幹的なスポーツ施設の新設又は改修に対して補助
- 府立京都スタジアム（サンガスタジアム by KYOCERA）
 - ▶ VR・eスポーツエリア「SKY-FIELD」において、eスポーツの大会を毎年開催
- ニュースポーツ・eスポーツ競技環境整備支援事業
 - ▶ eスポーツ大会の開催及び、競技環境を支える人材育成を推進

地域経済の持続的維持・発展に向けた観光振興について

【担当省庁】国土交通省

観光需要のさらなる創出や交流拡大を図り、地域経済が持続的に維持・発展するよう、以下の措置を講じていただきたい。

- オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向け、都道府県内の一部地域に観光客が偏在する状況も踏まえ、受入余力のある地方部の隠れた魅力を主体的に発信する取組など、観光客の地方部への誘客に資する取組に対する支援を強化すること
- 観光客の誘客や観光を契機とした交流を促進するため、観光コンテンツの造成や観光地づくりの取組など、地方の観光地の魅力向上・地方誘客に関する事業について、モデル事業等により得られた知見等を地方自治体にフィードバックすること
- 都道府県DMOや地域DMOが連携し、広域的な周遊観光の取組を安定的に推進するため、国際観光旅客税を財源とした交付金制度を創設すること
- 旅行者の人流や属性、購買情報などリアルタイムの行動動態に関するデータを国の観光統計調査で把握し、こうした情報を地方自治体等に提供することで、観光DXの推進や新しい観光地づくりを支援する仕組みを整備すること
- 観光需要の回復に伴い、観光産業の人手不足が顕著になっていることから、持続可能な観光に向けて、業務の省力化を推進できる人材や外国語に対応できる人材等の育成に必要な財政措置を拡充すること

【現状・課題等】

- 令和7年の訪日外国人観光客数が、年間で4,200万人を突破し過去最高となる中、京都府では京都市と連携し、モデルコースや観光コンテンツの造成、混雑地以外のエリアの認知度向上や時間・場所の分散観光を広く周知する取組に加え、ワールドマスターズゲームズ2027関西に向け、競技開催地やその周辺の観光情報の発信等により、広域的な周遊観光の促進に取り組んでいる。
- 令和5年10月に国が取りまとめた「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」においても、地方部への誘客を推進することとされており、「地域観光魅力向上事業」においても地方部の取組を優先採択するとされ、京都府は全域が地方部以外とされていたところ。地方部については市町村単位で認定するなど、都道府県内の一部地域への偏在傾向が存在することも考慮した、きめ細かな対応を求める。
- 京都府では、京都府観光連盟（都道府県DMO）と海・森・お茶のDMO（地域DMO）が連携し、市町村、地域事業者等と一体となった観光地域づくりの取組を図っているところであるが、令和7年10月1日に「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」が施行され、観光地域づくりの司令塔になるDMOの果たすべき役割がますます重要となる中、都道府県DMOや地域DMOが連携し、広域的な周遊観光の取組を安定的に推進するため、財政支援の拡充を求める。
- 観光関連事業の全国的な人手不足に対応するため財政措置の拡充が必要。

京 都 府	商工労働観光部 観光室(075-414-4854)
の担当課	総合政策環境部 地域政策室 (075-414-4528)

【国の事業等】

▶ DMO 総合支援事業〔観光庁〕 20 億円

地方誘客・地方分散の更なる促進に向けて、観光地域づくりの司令塔となる DMO の体制整備・機能強化に係る取組や広域連携 DMO が策定する広域連携観光戦略に基づく取組を支援

▶ 戦略的な訪日プロモーションの実施〔観光庁〕 136.2 億円

国が、日本政府観光局（JNTO）を通じて、全国各地域と各国のマッチングや地域への伴走を行うとともに、インフルエンサーの活用などの取組を通じて、様々な国や地域からの訪日を促進するプロモーションを実施

▶ 観光統計の整備〔観光庁〕 6.9 億円

エビデンスベースによる観光施策の企画・立案等に活用する観光統計を整備し、インバウンドの地方誘客や消費の拡大等、地方創生に資する観光施策への展開を行い、観光地域づくりを支援

▶ 新たな交流市場・観光資源の創出事業〔観光庁〕 3.0 億円

地域との関係性の構築を通じて反復継続した来訪を促進

▶ 観光地・観光産業における省力化・省人化等推進事業〔観光庁〕 25.5 億円

省力化・省人化等に向けた設備投資等の支援や優良事例の調査・横展開及び待遇改善取組の検討等を実施

【京都府の取組】

■ 府市連携「まるっと京都」推進強化事業 11 百万円

京都府・京都市で連携し、更なる観光客の分散化に向けて、広域的な周遊観光を一層推進するため、時間・場所の分散につながる情報発信や、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西に向け、競技開催地やその周辺の観光情報の発信等を実施

■ インバウンド対策事業 29.5 百万円

インバウンドの効果を府域全体に行き渡らせるため、情報発信をはじめとするプロモーションを実施

■ 京都観光アカデミー運営事業 7.3 百万円

持続可能な京都観光の実現に向け、観光業従事者を対象とした研修等の情報発信や観光人材の育成等を実施

国際観光旅客税を活用した観光課題対策等への支援の強化について

【担当省庁】国土交通省

京都府・京都市共同提案

観光立国実現に向けて創設された国際観光旅客税を活用し、一部地域への観光客の集中や観光業界の人材不足などの観光課題への対策を強化いただくとともに、文化観光をはじめ、多様な地域資源を活かした観光振興が図れるよう、支援を拡充していただきたい。

【現状・課題等】

- 令和7年の訪日外国人観光客数が、年間で4,200万人を突破し過去最高となる中、京都府では京都市と連携し、モデルコースや観光コンテンツの造成、混雑地以外のエリアの認知度向上や時間・場所の分散観光を広く周知する取組に加え、ワールドマスターズゲームズ2027関西に向け、競技開催地やその周辺の観光情報の発信等により、広域的な周遊観光の促進に取り組んでいる。
- また、府内各地の有形・無形の文化財、文化資源を活用した文化観光や府域共通の観光資源でもある「食」を目的とした観光誘客など、地域特有の観光資源の魅力を活かした観光振興の推進にも取り組んでいる。
- 令和5年10月に国が取りまとめた「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」においても、地方部への誘客を推進することとされており、「地域観光魅力向上事業」においても地方部の取組を優先採択するとされた。京都府は全域が地方部以外とされていた。地方部については市町村単位で認定するなど、都道府県内の一部地域への偏在傾向が存在することも考慮した、きめ細かな対応を求める。
- 観光関連事業の全国的な人手不足に対応するため財政措置の拡充が必要。

京都府 の担当課	商工労働観光部 観光室(075-414-4854)
-------------	---------------------------

【国の事業等】

■国際観光旅客税〔観光庁、文化庁、出入国在留管理庁、財務省、外務省、環境省、宮内庁〕 1,300億円

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から国際観光旅客等の出国1回につき3,000円の負担を求める。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等における地域での体験滞在の満足度向上の3つの分野に観光財源を充当。

【京都府の取組】

■府市連携「まるっと京都」推進強化事業 11百万円

京都府・京都市で連携し、更なる観光客の分散化に向けて、広域的な周遊観光を一層推進するため、時間・場所の分散につながる情報発信や、ワールドマスターズゲームズ2027 関西に向け、競技開催地やその周辺の観光情報の発信等を実施

■文化観光推進事業 4.8百万円

文化庁移転を契機に、これまで取り組んできた文化財を活用した観光誘客をさらに発展させ、京都ならではの本物の文化を体験できる文化観光を推進

■「食の京都」推進事業 28百万円

府域共通の観光資源でもある「食」を目的とした観光誘客を促進するため、「食の京都」をキーワードに地域のいちおし食材等を活用した地域の魅力向上・消費地での認知度向上を図る取組を実施

■インバウンド対策事業 29.5百万円

インバウンドの効果を府域全体に行き渡らせるため、情報発信をはじめとするプロモーションを実施

■京都観光アカデミー運営事業 7.3百万円

持続可能な京都観光の実現に向け、観光業従事者を対象とした研修等の情報発信や観光人材の育成等を実施

物流革命の推進と日本全域への波及について

【担当省庁】経済産業省、国土交通省

国内外での広域的な経済活動である「物流」は、国民生活や経済を支える社会インフラであるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題に加え、物流の停滞が懸念される「2024年問題」の影響が、地方においても顕在化しつつある。

国においては、2030年度の輸送力不足の解消に向け、物流の効率化や商慣習の見直しなどに取り組まれているが、人口減少が続く地方では、経済活動を維持していくためにも、更なる物流の効率化が求められている。

こうした中、地域の物流機能を維持・強化することにより産業振興につなげ、地方創生に向けた取組を推進するため、以下の措置を講じていただきたい。

- 総合物流施策大綱等に位置付けられている、地域経済の持続可能な成長に資する物流基盤の強化に向けた取組や、カーボンニュートラルに加えて、災害時の安定的な物流網確保の観点からも重要とされるモーダルシフトの推進
- 地域の物流機能の効率化や物流ネットワークの再構築に向けて、地方自治体が地域の産業団体等と協働して行う取組や、物流拠点の整備推進に向けた取組に対する人的・技術的・財政的支援
- 京都府南部地域において、民間主導で新名神高速道路に隣接し開発予定である「次世代基幹物流施設」のような、高度に自動化された基幹物流施設を生かすための広域幹線物流整備の強力な推進

【国の事業等】

■概算要求〔国土交通省〕

- ▶ 日本全体の物流ネットワークの再構築の推進 10.6億円（令和7年度補正含む）

■総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）〔国土交通省、経済産業省他〕

■物流革新に向けた政策パッケージ（令和5年6月2日）〔内閣官房〕

■2030年度に向けた政府の中長期計画（令和6年2月16日）〔内閣官房〕

荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための抜本的・総合的な対策を策定

- 【1】商慣行の見直し
- 【2】物流の効率化
- 【3】荷主・消費者の行動変容

京都府 の担当課	総合政策環境部 地域政策室(075-414-4486) 商工労働観光部 産業立地課(075-414-4881)
-------------	------------------------------------------------------------

■京都府における物流拠点形成に向けた取組状況

【1】府北部地域における「地域連携モダリティ等促進事業（国交省補助事業）」

国交省では、地方自治体や産業団体等が協働しながら地域物流のネットワークの再構築を目指す先進的取組を支援。

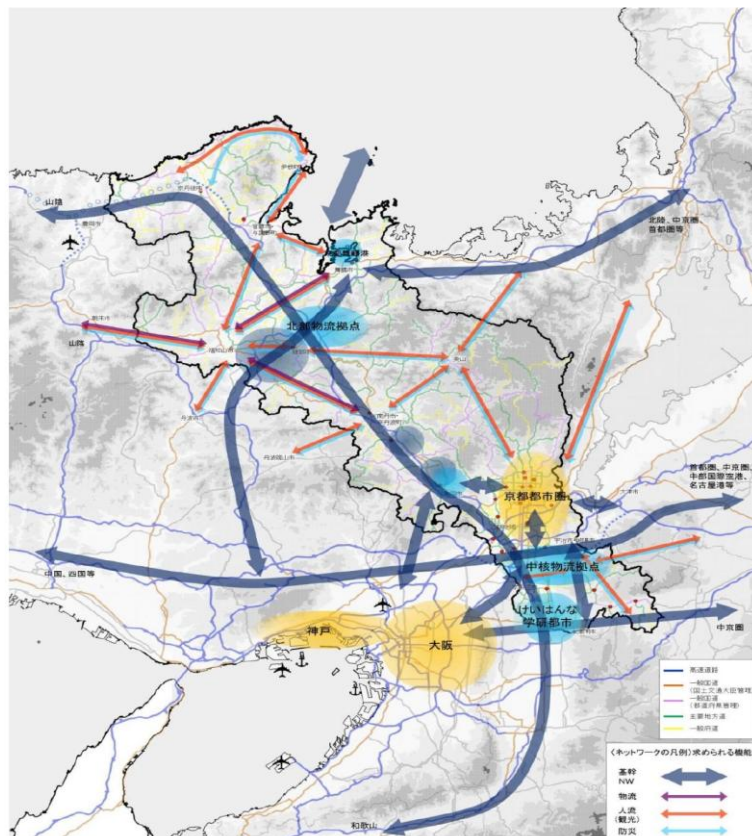
⇒ 京都府では、長田野・綾部工業団地の荷主企業や物流事業者と協働で物流の効率化に取り組む協議会を設置し、地域物流のリソース可視化に向けたFS調査を実施（令和7年度）。令和8年度は、府北部地域の農水産物に係る物流ネットワークの可視化・最適化等に向けた調査を行うとともに、前年度調査も踏まえた物流の効率化に資する実証等に取り組む予定。

【2】新名神高速道路に隣接する「次世代基幹物流施設」開発計画の概要

	A街区	B街区
所在地	京都府城陽市東部丘陵地青谷 先行整備地区	同左
アクセス	新名神高速道路宇治田原IC（仮称）そば	同左
面積等	敷地面積 約12万㎡ 延床面積 約28万㎡	敷地面積 約8万㎡ 延床面積 約19万㎡
竣工時期	令和8（2026）年（予定）	未定

【3】京都府の将来に必要な広域道路ネットワーク

～京都府域新広域道路交通計画より（令和3年3月）～



高速道路及び一体となる道路ネットワークの整備について

【担当省庁】 国土交通省

全国的な回廊ネットワークの形成に向け、国土全体のシームレスな連結を強化するため、山陰近畿自動車道や新名神高速道路における未整備区間の早期整備などの高速道路整備に一層のご支援をいただきたい。

また、これらの整備をまちづくりに活かすため、アクセス道路などの道路ネットワーク整備が遅延なく推進されるよう必要な予算を確保していただきたい。

さらに、京都府南部地域における予想を超える規模で進む開発や立地を支える道路ネットワーク強化に技術面、財政面の支援をいただきたい。

〔山陰近畿自動車道〕

○ 早期全線開通に向けた強力な支援

- ・ 直轄権限代行事業である大宮峰山道路の早期完成及び開通時期の公表
- ・ (仮)大宮峰山 IC～(仮)弥栄 IC 間の早期事業化に対する支援
- ・ 弥栄～久美浜の都市計画決定に向けた技術指導等の支援

○ 山陰近畿自動車道アクセス道路整備への予算配分

(国道 312 号 (大宮峰山インターアクセス道路))

〔新名神高速道路〕

○ 早期全線開通及び開通時期の公表並びに及び新たな物流システムの可能性を広げる全線早期 6 車線化

○ 新名神高速道路アクセス道路整備への予算配分

(国道 307 号 (郷之口))

○ 新名神高速道路の開通を見据え、新たなまちづくりが進展する京都府南部地域における道路ネットワーク整備に対する技術的・財政的支援 (内里城陽線 (城陽-八幡連絡道路)、大住草内線など)

〔京都縦貫自動車道・舞鶴若狭自動車道・京奈和自動車道〕

○ 安全性及び防災機能の向上のための暫定 2 車線区間の 4 車線化

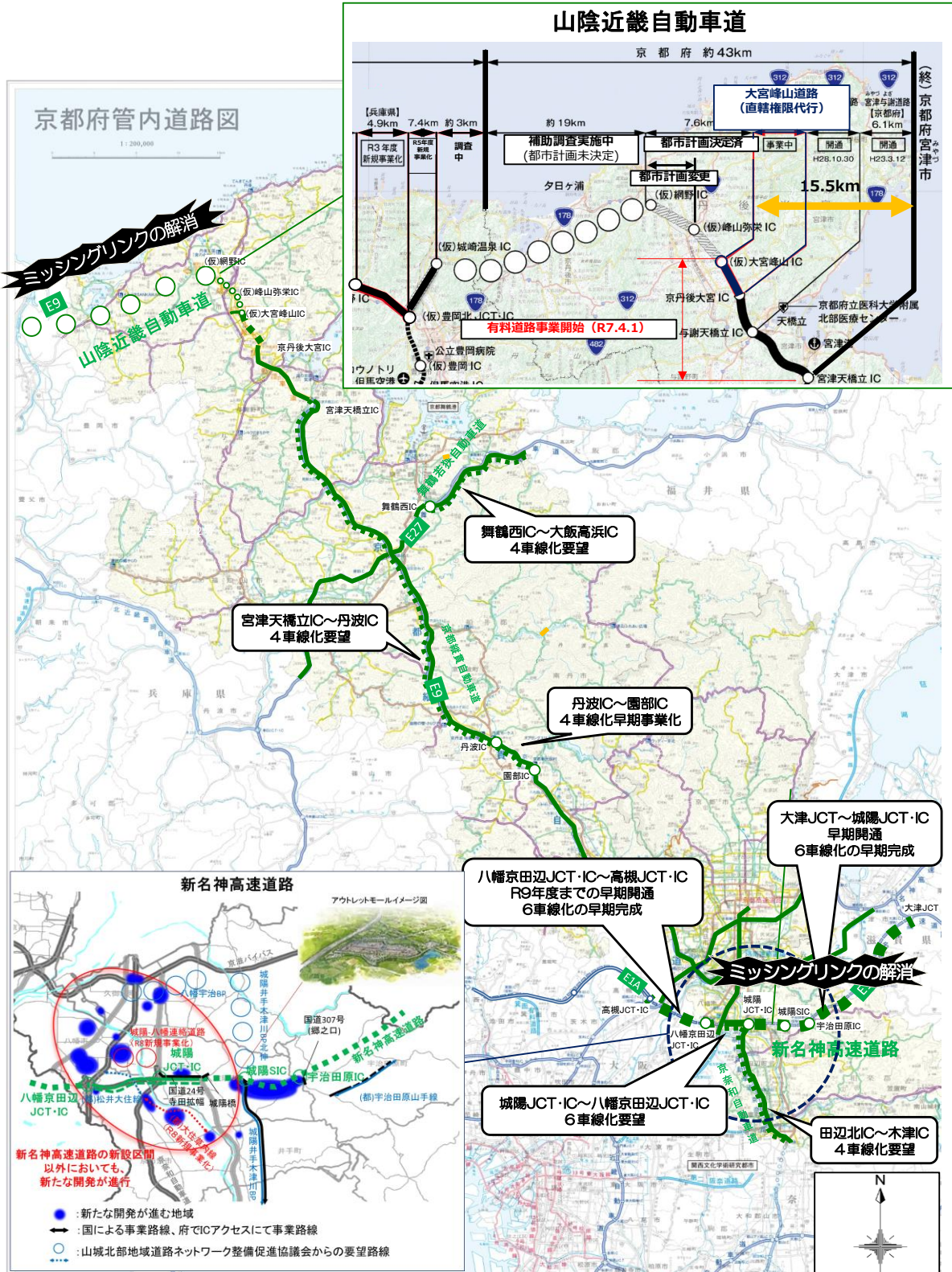
【現状・課題等】

- 日本海国土軸を形成する山陰近畿自動車道にはミッシングリンクが存在し、交流人口の拡大やリダンダンシー確保の観点から、早期の全線開通が必要
- 新名神高速道路全線開通を見込み、新たなまちづくりが加速中
- 京都縦貫自動車道 (丹波 IC～園部 IC) は 4 車線化優先整備区間に選ばれているが、事業化されていない。
- 京都縦貫自動車道 (宮津天橋立 IC～丹波 IC)、舞鶴若狭自動車道 (舞鶴西 IC～舞鶴東 IC) 及び京奈和自動車道 (田辺北 IC～木津 IC) については 4 車線化優先整備区間に選ばれていない。

京都府 の担当課	建設交通部 道路計画課(075-414-5246)
-------------	---------------------------

【国の事業等】

- 補助事業（高規格道路、IC等アクセス道路その他） [国交省] 4,595億円
- 有料道路事業等 [国交省] 3兆2,825億円
- 京都府域図



直轄国道の整備について

【担当省庁】国土交通省

京都府域新広域道路交通計画に基づき、高規格道路及び一般広域道路の機能強化及び重点整備のため、直轄国道などの整備に必要な予算を確保していただきたい。

〔直轄国道の整備推進〕

- 新名神高速道路と一体となって機能する国道 24 号「寺田拡幅」
- 京都府南部の振興に寄与する国道 24 号「城陽井手木津川バイパス」
- 京都舞鶴港へのアクセス道路となる国道 27 号「西舞鶴道路」
- 関西文化学術研究都市の発展を支える国道 163 号「精華拡幅」
- 市街地の交通混雑緩和を図る国道 9 号「福知山道路」

京都府・京都市共同提案

〔新たな広域道路ネットワークの形成〕

- 堀川通（国道 1 号）の交通円滑化等に向け、早期の計画策定をお願いしたい。
- 滋賀京都連絡道路については、計画段階評価調査を進めていただき、速やかにルートを決定するとともに、早期に事業化していただきたい。
- 京都都市圏の交通課題（亀岡方面）について、具体化に向けたルート検討等の調査を進めていただきたい。

〔重要物流道路の追加指定〕

- 学研相楽東部道路及び京都中部阪神連絡道路などについて、物流の更なる円滑化等を図るため、早期に重要物流道路に追加指定していただきたい。

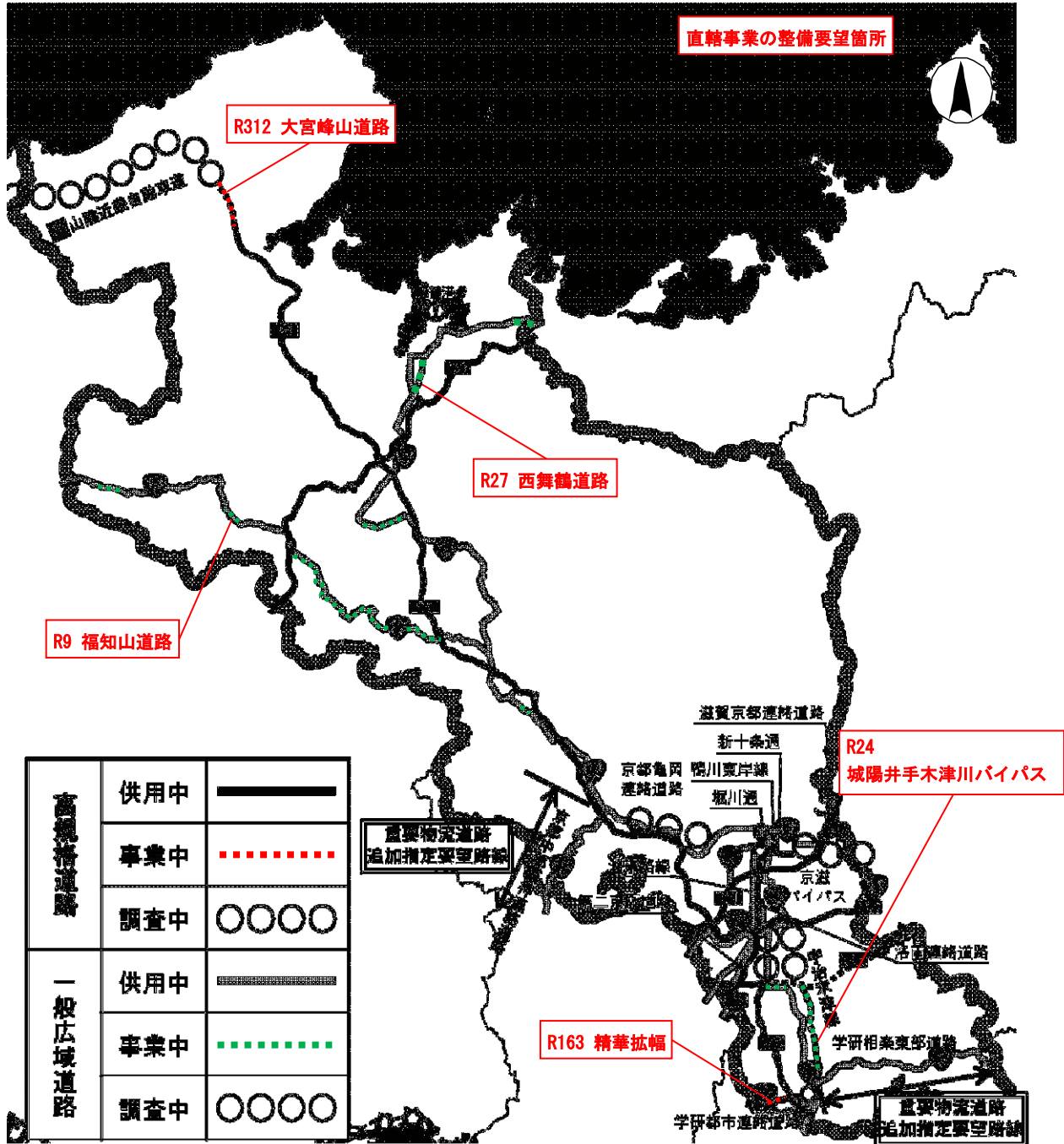
【現状・課題等】

■京都府域新広域道路交通計画

- ▶平成 30 年 11 月に設置した京都府将来道路ネットワーク検討委員会の議論等を踏まえ、京都府の将来に必要な広域道路ネットワーク、中長期的な道路整備の方向性等を示す「京都のみち 2040」を策定（令和元年 12 月）
- ▶地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を定める「京都府域新広域道路交通ビジョン・計画」を「京都のみち 2040」を基に策定（令和 3 年 3 月）

京都府 の担当課	建設交通部 道路計画課(075-414-5246)
-------------	---------------------------

■直轄事業〔国土交通省〕（改築その他） 1兆109億円



ストック効果の向上及び防災・減災、国土強靱化に資する道路整備について

【担当省庁】国土交通省

京都の奥深い歴史や文化を土台に多様な産業が集積し、京都産業の強みを最大限発揮するために欠かせない道路整備、また、隣接府県等との交流・連携を促進するバイパス整備などが遅滞なく推進されるよう必要な予算を確保いただきたい。

また、危機に強い京都づくりを進めるため、自然災害などの危機を未然に防ぎ、被害を最小限に抑えるための道路の防災対策などに必要な予算も確保いただきたい。

〔個別補助事業〕

- 土砂災害対策道路事業（京都広河原美山線（佐々里～田歌））
- 道路盛土のり面防災対策事業

〔社会資本整備総合交付金〕

- ストック効果を高めるアクセス道路事業
（内里城陽線（城陽-八幡連絡道路）、大住草内線（京田辺市事業）等）
- 国土強靱化地域計画に基づく道路事業
（国道 163 号（銭司～小屋）、国道 178 号（日置～長江）、国道 423 号法貴バイパス、小倉西舞鶴線白鳥トンネル、綾部宮島線脇谷バイパス 等）

【現状・課題等】

■R7 補正内示額（事業費：京都府（京都市・市町村含）、道路局・都市局分）

〔個別補助事業〕 36.7 億円（R6 補正比：67%）

〔社会資本整備総合交付金〕 64.2 億円（R6 補正比：130%）

〔合計〕 100.8 億円（R6 補正比：96%）

■R8 当初内示額（事業費：京都府（京都市・市町村含）、道路局・都市局分）

〔個別補助事業〕 135.5 億円（R7 当初比：96%）

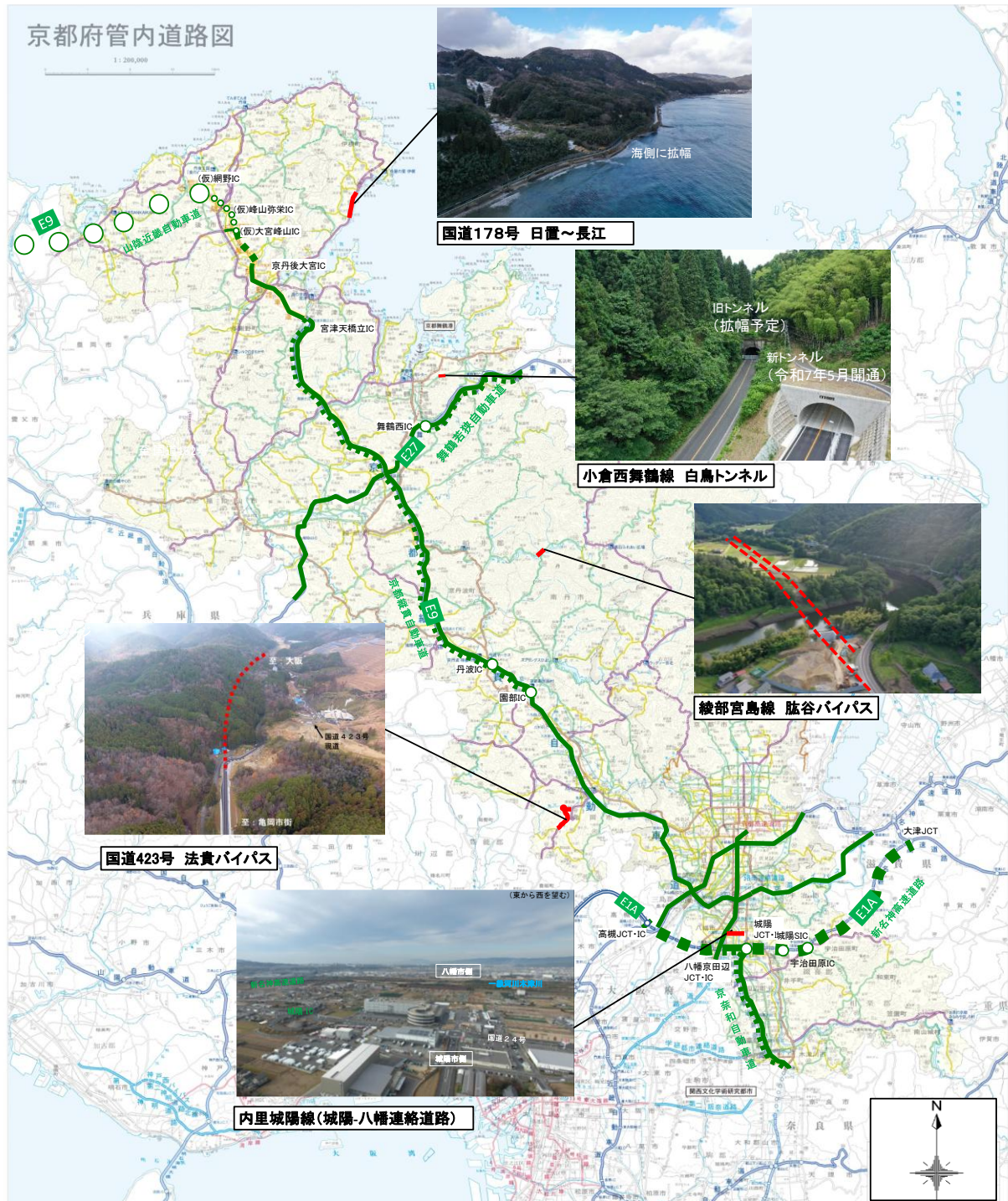
〔社会資本整備総合交付金〕 126.2 億円（R7 当初比：109%）

〔合計〕 261.7 億円（R7 当初比：102%）

京都府 の担当課	建設交通部 道路計画課(075-414-5246)
-------------	---------------------------

■補助事業（高規格道路、IC等アクセス道路その他） [国交省] 4,595億円

■京都府域図



環日本海大交流を目指した関西経済圏のゲートウェイ 「京都舞鶴港」の機能強化について

【担当省庁】法務省、国土交通省

京都舞鶴港が人・もの・情報が交流する関西経済圏の日本海側ゲートウェイとしての役割を果たすため、物流・人流の両面から機能強化の取組を進めている。

近年、国際情勢の不安定化による燃料価格高騰を背景に、輸送コストの上昇が深刻化している。京都府北部地域荷主の長距離陸上輸送のコスト負担は特に大きく、舞鶴港を活用したモーダルシフト推進と大量一括海上輸送の優位性を早期に活かせる港湾整備が不可欠である。

行政と関連産業界で構成する「京都舞鶴港振興促進協議会」 参画企業から国際競争力の向上、地域経済の活性化及び災害に強い物流ネットワークの構築に向けた港の整備促進を求める強い要望を受けており、環日本海の大交流に向け、以下の機能強化に対して支援いただきたい。

〔新たな価値の創出に向けたロジスティクス機能の強化〕

○舞鶴国際ふ頭における、船舶の大型化、複数船舶の同時着岸に対応可能な第2バースの整備及び臨港道路上安久線の整備促進並びにふ頭拡張のⅡ期整備（府事業）に対する技術的・財政的支援

○同ふ頭における第3バース事業化に向けた検討

〔日本海側玄関口としての観光ゲートウェイの機能強化〕

○第2ふ頭における、大型クルーズ船（16万トン級）が着岸可能な施設整備への支援

○「みなと」を核とした持続可能なまちづくりに向けた、地域が一体となっていく大野辺緑地を中心とした賑わい空間創出の取組への支援

京 都 府	商工労働観光部 経済交流課 (075-414-4844)
の担当課	商工労働観光部 建設交通部 港湾局 港湾企画課 (0773-75-0192)

【現状・課題等】

■コンテナの取扱量の増加や新たなバルク貨物の取扱等から早期の国際物流ターミナル（舞鶴国際ふ頭）の機能強化が必要

■機能強化の方向性

	要望箇所・内容
舞 鶴 国際ふ頭	<ul style="list-style-type: none"> ・舞鶴国際ふ頭第2バースの早期完成、第3バース事業化に向けた検討 ・直轄事業で整備中の舞鶴国際ふ頭への臨港道路（上安久線）の早期完成 ・臨港道路上安久線の工事発生残土を舞鶴国際ふ頭のⅡ期整備（埋立土）として活用
第2ふ頭	<ul style="list-style-type: none"> ・大型クルーズ船（16万トン級）が旅客受入施設の整った第2ふ頭での受入が可能となる施設整備に対する支援

〔経緯〕

■経済団体、港湾利用者等で構成する「京都舞鶴港振興促進協議会」の総会を令和7年10月15日に開催したところ、参加団体から舞鶴国際ふ頭第2バース整備及び臨港道路上安久線の整備促進並びにⅡ期整備に対する支援について強い要望があった

■令和4年2月に国際フィーダー航路が新規開設（1便/週）

■令和5年度から第2ふ頭での大型旅客船（16万t級）受入のため関係機関との協議を継続して実施

■令和8年度から地域未来交付金事業 新規採択
大野辺緑地を中心とした賑わい空間創出の取組

【京都府の取組】

■京都府の検討する構想等

- ▶（京都府総合計画）京都舞鶴港や高速道路網の基盤整備を進めるとともに、豊かな自然環境や産業集積地が共存する強みを活かした産業拠点の形成を図る。

■コンテナ・貨物取扱量の推移（空コンテナ含む）

- ▶舞鶴国際ふ頭供用開始（平成22年）以降の10年でコンテナ取扱量が3倍以上に増加
- ▶近年のコンテナ貨物の増加に加え、道路ネットワークの充実等により、更なる新規貨物の増加が見込まれ、取扱能力の機能強化が必要

■京都舞鶴港の国際定期航路の状況（令和8年4月末現在）

- ▶定期コンテナ航路
 - 日韓航路 2便/週
 - 国際フィーダー航路（舞鶴～神戸） 1便/週【令和4年2月新規開設】

■クルーズ船寄港回数・乗客数の状況

- ▶コロナ禍前の最多寄港回数は39回（平成29年）
- ▶令和8年は国際ふ頭での受け入れを含め、22回を予定

※参考

	R3	R4	R5	R6	R7
寄港実績（回）	4	5	6	11	13

地域公共交通の持続性の確保について

【担当省庁】国土交通省

少子高齢化や人口減少などによる利用者の減少が過疎地域を中心に公共交通の維持・確保に深刻な影響を及ぼしており、さらに、運転士不足によるバスの減便等が都市部にも拡大しつつある。

地域公共交通は、国民生活を支える重要なインフラであることに加え、地方創生の基盤であることに鑑み、交通空白の解消に向けた地域公共交通のり・デザインの推進などに向け、更なる財源の拡充とともに、以下の措置を講じていただきたい。

〔地域公共交通の維持・確保対策〕

- 生活路線の維持・確保に向け、地域間幹線系統や地域内フィーダー系統への補助をはじめとする国庫補助制度の拡充と、自治体への財源措置を拡充
- 「交通空白」の課題解決に取り組む地域などに対する、「「交通空白」解消等り・デザイン全面展開プロジェクト」による複数市町村や広域自治体による地域旅客サービスの実施などへの支援の継続と、実装段階における継続的な財政支援及び伴走支援
- 地域公共交通計画の適切なアップデートに必要となる、モビリティデータの収集・分析や将来見通しの可視化等を含む計画の策定・評価に係る支援制度の拡充
- 地方自治体がまちづくりと連携した地域公共交通のサービス水準の維持に取り組むことができるよう、多様な移動手段の継続的な確保策及び支援制度の検討

〔運転士不足対策〕

- 二種免許取得やPR経費など、交通事業者による人材確保対策への支援の継続
- 女性運転士確保や特定技能外国人の円滑かつ適正な受入に向けた職場環境整備、公共ライドシェアの人材確保策など、自治体が行う人材確保対策への財源措置を創設
- 道路交通法施行規則改正に伴い、自動車教習所などが大型・中型AT車両を導入するために必要な財政支援制度の創設

【現状・課題等】

- 京都府内では、過疎地域のみならず、都市部においても運転士不足を原因としたバスの減便や廃線が拡大しつつあり、地域の移動手段の確保を図ることが必要。
- 国は、「交通空白」について、「取組方針2025」に基づき集中対策期間（R7～9）での解消を図るため、複数の自治体や交通事業者等の共同化・協業化等の地域における体制強化を強力に推進し、持続可能な地域交通の実現を図る方針。

京 都 府 の担当課	商工労働観光部 産業労働総務課 (075-414-4819) 建設交通部 交通政策課 (075-414-4360)
---------------	--------------------------------------------------------------

【国の事業等】

- 「交通空白」の解消等に向けた地域公共交通のり・デザインの全面展開
〔国土交通省〕 558 億円
- 自動車運送業及び整備業における人材確保等の推進〔国土交通省〕 59 億円
- 地域公共交通の維持・確保に向けた国庫補助制度の拡充

▶ 現在の制度概要と拡充事項

事業名	補助要件等	要望する拡充事項等
①地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 ※複数市町村にまたがり、公共施設等の需要に対応する路線	①補助対象経費は、補助対象経常費用見込額の9/20以内【幹線】 ②補助対象経常費用見込額は、運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用見込額と補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用の低い方を用いて算定【幹線・フィーダー】 ③補助対象経費は、平均乗車密度5人未満の補助対象系統は、輸送量を5人で除した数値を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額【幹線】	①補助対象経常費用見込額の全額 ②運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用見込額を用いて算定 ③要件から削除
②地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 ※幹線系統と接続し、地域内の需要に対応する路線	④国庫補助の裏負担に対する特別交付税措置の措置率 80%【幹線・フィーダー】 ⑤自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の1/2を比較し、金額が低い方を補助【フィーダー】	④100%へ拡充 ⑤自治体毎に設けられる補助上限額の廃止
「交通空白」解消等り・デザイン全面展開プロジェクト	・「交通空白」を抱える地域において、公共ライドシェアなどの実証運行等に係る経費 ・複数市町村や広域自治体等による輸送資源の共同化の体制構築や運行に係る経費	実装段階での運行に係る経費も補助対象として拡充
地域公共交通調査等事業	データの収集・分析等計画作成に係る経費 補助率 1/2	全額へ拡充

■ 地域公共交通の維持・確保に向けた支援

- ▶ 府内では、複数市町村を含む広域の地域公共交通計画を策定し、広域的なバスや、デマンド型交通の運行や再編について検討。少子高齢化、人口減少社会を迎え、地域公共交通の維持・確保に向けては、中長期的に、海外の取組事例も踏まえ、社会インフラとして持続的に公共交通を維持・確保する継続的な制度検討が必要。

■ 自動車運送事業の現状

- ▶ 過去10年間で大型一種免許保有者数は約12%、大型二種免許保有者数は約23%の減少。
(大型一種：5,254千人(2014年)⇒4,631千人(2024年)
大型二種：987千人(2014年)⇒765千人(2024年)(警察庁「運転免許統計」))
- ▶ バス運転士不足等の状況を踏まえ、道路交通法施行規則が改正され、令和8年4月から中型二種に、令和9年10月から大型二種にAT免許を導入。
- ▶ 有効求人倍率(京都労働局)は、全職業計の約3倍。
(自動車運転の職業：3.00倍 全職業計：1.08倍(2024年度))
- ▶ 運転士不足を理由とした京都府内バスの路線廃止等の主な事例(令和7年度～)

事業者名	実施時期	内容
丹後海陸交通(株)	令和7年4月～	4路線(26便/日)の廃止
阪急バス(株)	令和7年6月～	1系統の廃止
京都京阪バス(株)	令和7年8月～	1路線(15便/日)の休止、2路線で減便

JR 線整備に対する支援について

【担当省庁】国土交通省

〔JR 線整備推進のための助成制度創設〕

JR 線の複線化等の推進のため、JR への直接助成制度、沿線市町村が負担する整備費の財政支援制度の創設及び、予算確保をいただきたい。

＜整備が必要な路線＞

- JR 山陰本線 高速化・複線化（園部～綾部）
- JR 奈良線 高速化・複線化（城陽～山城多賀、玉水～木津）
- JR 片町線 高速化・複線化（松井山手～木津）
- JR 関西本線 複線化（木津～加茂）
電化・複線化（加茂～月ヶ瀬口）

〔鉄道事業再構築事業〕

人口減少下においても、府民生活を支え、地域経済の活性化に欠かせない JR ローカル線を存続できるよう、鉄道事業再構築事業による支援や利用促進の取組等に対する以下の支援を拡充いただきたい。

- 鉄道事業の一部分や資産譲渡を行わずに取り組む場合など、鉄道事業再構築実施計画の認定要件の柔軟な適用
- 2,000 人未満の駅のバリアフリー化への支援拡充や地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金）の交付対象の拡充
- 地域等と鉄道事業者が連携して実施しようとする 利用促進の取組や地域での活用を推進する取組への継続的な支援

【現状・課題等】

- JR の鉄道網は、国土の均衡ある発展などの観点から、国が維持すべき社会基盤であり、複線化や高速化などの推進のため、国による JR への直接助成制度が必要
- JR 線等の幹線鉄道の整備は、府及び沿線自治体が整備費用の一部を負担しているところ。JR 奈良線高速化・複線化第二期事業の事業費 403.4 億円のうち、京都府及び沿線自治体負担はそれぞれ 150.9 億円と莫大であるが、こうした負担への財政支援措置はなく、財政力が脆弱な市町村には大きな負担
- JR 西日本から輸送密度 2,000 人/日未満の線区の収支率等が公表され、減便など JR 在来線の合理化が進められるおそれ
- ローカル鉄道の再構築について、令和 5 年度から、国による再構築協議会の設置や、社会資本整備総合交付金の基幹事業への鉄道事業再構築事業の追加など、制度面・財政面で国の支援制度が開始

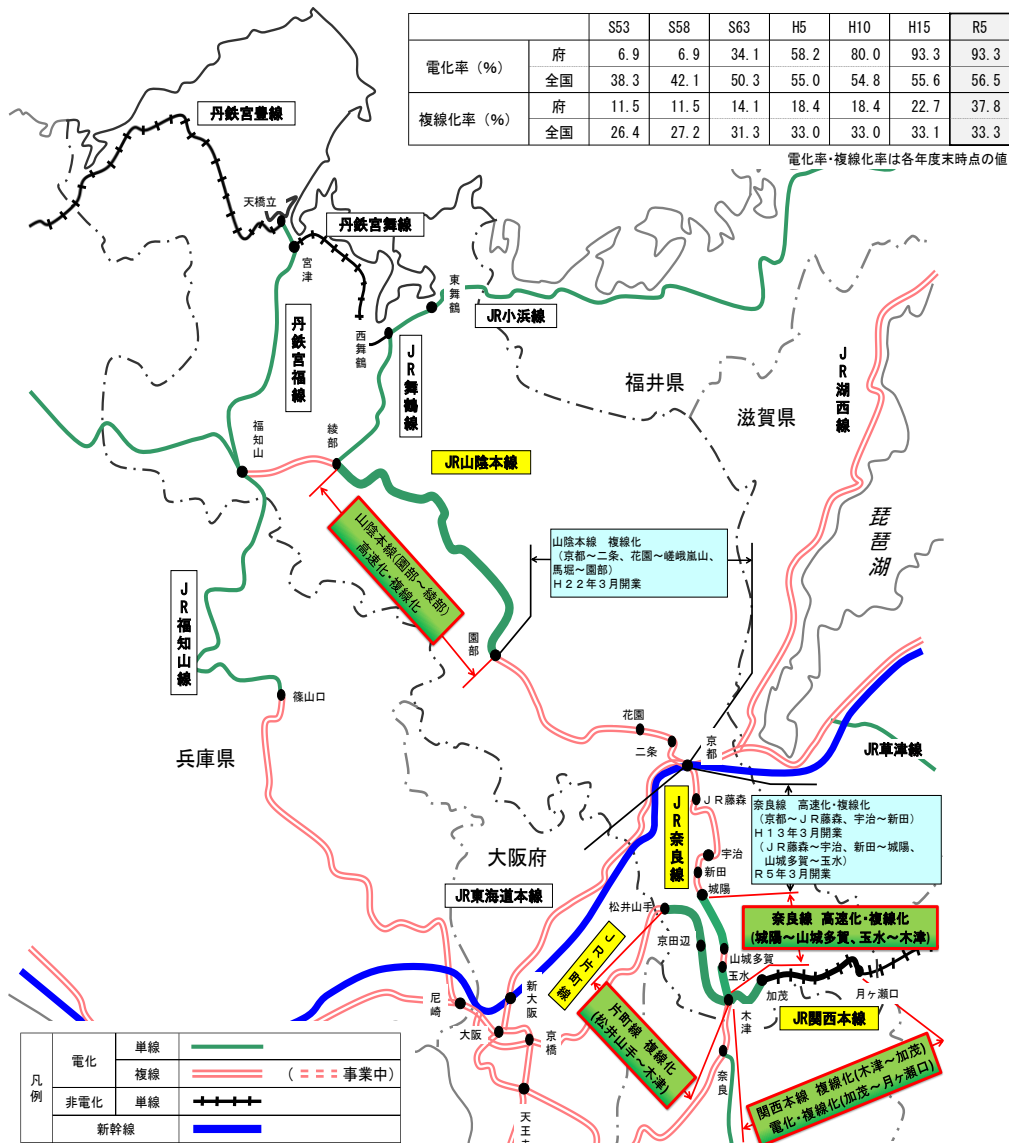
京都府 の担当課	商工労働観光部 観光室(075-414-4854) 建設交通部 交通政策課(075-414-4360)
-------------	--------------------------------------------------------

【国の事業等】

- 地域公共交通確保維持改善事業〔国土交通省〕 206億円の内数
- 社会資本整備総合交付金(地域公共交通再構築事業)〔国土交通省〕 4,597億円の内数
- オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の受入環境整備の促進〔国土交通省〕 100億円

【京都府の取組】

- 地域公共交通利用促進事業 70百万円
地域と連携したイベント列車の運行及びモニターツアー等による利用促進
- 府域の鉄道整備状況(令和8年4月時点)



リニア中央新幹線の京都誘致の実現等について

【担当省庁】国土交通省

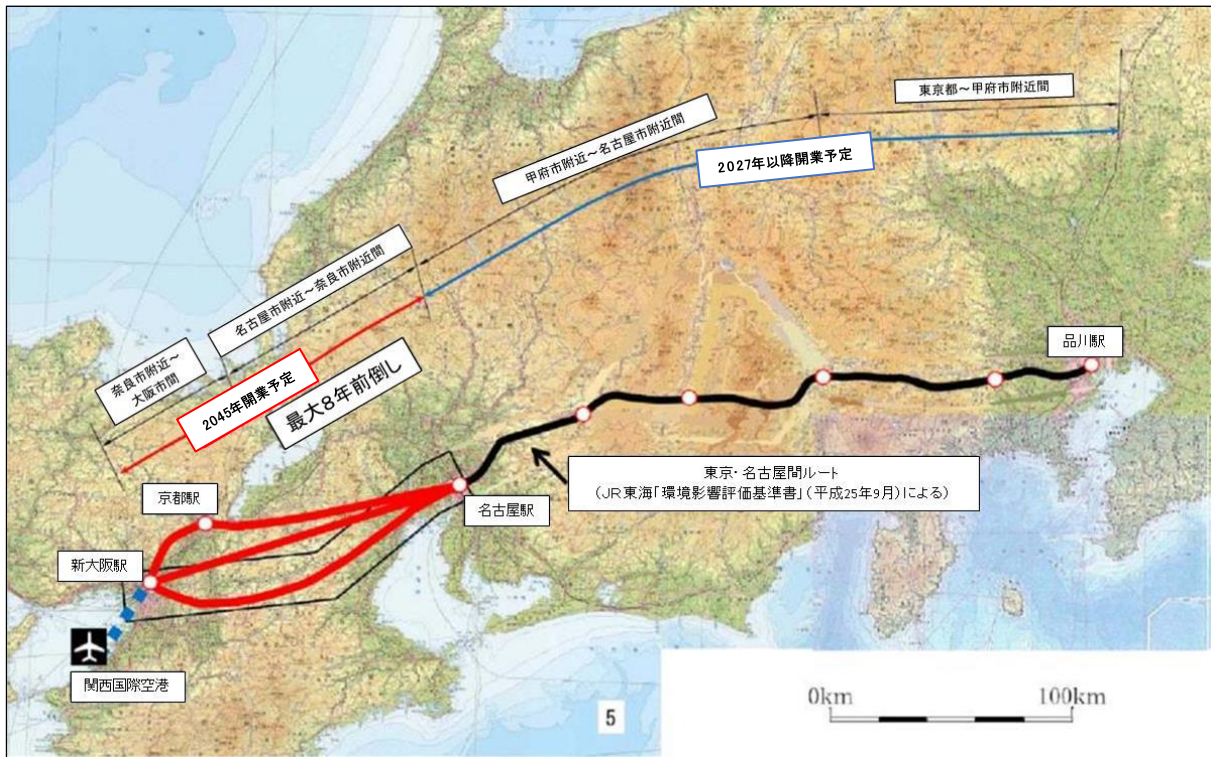
京都を通る整備ルートを選定と大阪までの早期開業について、積極的に検討していただきたい。

【現状・課題等】

- 全国新幹線鉄道整備法では、需要の動向や経済効果の調査結果に基づいてルートを決定すると規定されており、リニアを前提としたルートの検討が必要
- リニア中央新幹線の整備効果を最大限発揮するためには、東京から大阪までの早期開業が必要

京都府 の担当課	建設交通部 交通政策課(075-414-4359)
-------------	---------------------------

■リニア中央新幹線の現状計画図



■ルート比較検討

▶「京都駅ルート」の経済波及効果の試算は約 690 億円

	京都駅ルート	学研ルート (直線ルート)	奈良駅ルート
想定駅	京都駅	長池駅附近	奈良駅附近
路線長	146 k m	136 k m	152 k m
所要時間	25分	19分	22分
建設費	3.45兆円	2.88兆円	3.17兆円
利用者便益	約2,070億円/年	約1,860億円/年	約1,880億円/年
事業者便益	約590億円/年	約330億円/年	約330億円/年
経済波及効果	約690億円/年	約670億円/年	約650億円/年

※明日の京都の高速鉄道検討委員会提言 (H24. 2)

(参考)

有識者や京都市との共同検討において、経済波及効果では「京都駅ルート」が、速達性・建設費では「学研ルート(直線ルート)」が、リダンダンシーでは「奈良駅ルート」が有利との分析結果が示されている。

日本海国土軸の形成に資する北陸新幹線等の整備について

【担当省庁】国土交通省

京都府・京都市共同提案

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）等の整備推進のため、以下について要望する。

- 北陸新幹線が京都府域を通る場合は、府民の理解と納得や関係市町の協力を得ることが不可欠であり、様々な施工上の課題等について、十分な時間を確保した上で適切な対応をしていただきたい。
- 建設費の地方負担については、コスト縮減、貸付料の見直し、十分な財源の確保などにより地方負担を最小化し、これまでの制度に囚われず、地方負担制度の見直しなどにより受益に応じた負担としていただきたい。
- 日本海国土軸形成に資する舞鶴を経て日本海に至る山陰新幹線を含めた北部地域の広域幹線鉄道のあり方検討

【現状・課題等】

- 国土の総合的な発展を目指し、東京一極集中に歯止めをかけ、近畿・西日本の経済の活性化を図るためには、敦賀・大阪間の早期整備が必要であり、その実現には、安定的な財源の確保が必要。
- 令和6年12月23日の与党PT整備委員会において、「北陸新幹線（敦賀・新大阪）の取扱いに関する中間報告」が取りまとめられ、京都市内の駅位置ルートについては、「南北案、桂川案のいずれかとするのが適切」とされ、京都府としては、北陸新幹線の整備にあたっては、府民の理解と納得や、関係市町の協力を得ることが不可欠であり、地下水をはじめとする様々な施工上の課題等について、十分な時間を確保した上で、検討が必要と申し上げてきたところ。
- その後、昨年12月15日の与党PT整備委員会において、敦賀以西の8つのルート案について再検証する方針が合意され検討が進められているが、北陸新幹線が京都府域を通る場合は、府民の理解と納得や、関係市町の協力を得ることが不可欠であることに変わりはない。
- 建設費の地方負担については、既に東海道新幹線が通っている京都の立場としては、新幹線が初めて通る場所とは異なることから、これまでの制度に関わらず、地方負担の制度を見直すなどの措置により、受益に応じた負担とする必要がある。

京都府 の担当課	建設交通部 交通政策課(075-414-4359)
-------------	---------------------------

【国の事業等】

- 整備新幹線整備事業〔国土交通省〕 804 億円
 (北陸新幹線(金沢～敦賀) 25 億円)
- 整備新幹線建設推進高度化等事業〔国土交通省〕 16 億円
 (北陸新幹線事業推進調査 15 億円)

■北陸新幹線の現状計画図



北近畿タンゴ鉄道に対する支援措置の拡充等について

【担当省庁】国土交通省

北近畿タンゴ鉄道は、通勤、通学など日常生活や、観光活性化のため必要不可欠な社会インフラであり、平成 27 年度から全国に先駆けて上下分離方式を導入し、鉄道事業再構築実施計画（平成 27 年度～令和 6 年度）の認定を受け、鉄道施設等は沿線自治体がしっかりと支えてきたところである。

令和 6 年 12 月には、新たな鉄道事業再構築実施計画（令和 7 年度～令和 16 年度）の認定をいただいたところであり、社会資本整備総合交付金の基幹事業である「地域公共交通再構築事業」等により、北近畿タンゴ鉄道の再構築に対し継続して支援いただきたい。特に、多額の費用が必要となる車両更新については、計画的に更新できるよう支援を拡充していただきたい。

〔地域公共交通再構築事業等による支援の拡充〕

- 地域公共交通再構築事業による支援の拡充と十分な予算の確保
- 車両更新費が基幹事業として認められる要件の緩和
- 効果促進事業、インバウンド先進車両導入支援事業又はローカル鉄道観光資源活用促進事業による車両更新費への十分な予算の確保
- 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業による車両保存費（車両検査）への補助継続と十分な予算の確保

【現状・課題等】

- 平成 27 年度から上下分離方式による鉄道事業再構築を実施し、京都丹後鉄道として再出発した本鉄道は、鉄道施設等の基盤部分を第三セクター方式として実質的に沿線自治体が保有・管理しており、国庫補助以外の費用は沿線自治体が負担
- 令和 5 年度に創設された地域公共交通再構築事業を活用するため、沿線自治体等と連携して地域公共交通計画を策定し、令和 7 年度以降の鉄道事業再構築実施計画が令和 6 年 12 月に認定
- 計画期間において、施設や車両の老朽化による設備投資の大幅な増加が見込まれる中で、地域公共交通再構築事業等の十分な予算確保と支援の拡充が不可欠
- 特に多額の費用を要する車両更新は、交付対象事業全体の 20% 目途に限定される効果促進事業では不足するため、他の補助金も活用予定であるが、全国的に多くの事業者が車両更新を予定しているため、十分な予算確保が不可欠
- 令和 7 年 4 月に、車両更新費が一定要件を満たす場合は基幹事業の対象とされたが、北近畿タンゴ鉄道においては要件に合致しない。
- 令和 8 年度はインバウンド先進車両導入支援事業及びローカル鉄道観光資源活用促進事業により満額措置いただいたが、引き続き安定的な予算確保が必要
- また、安定した運行に欠かせない車両検査は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業のみ活用可能であるが、令和 7 年度は全国的に予算が不足し、自治体負担が増大

京都府 の担当課	建設交通部 交通政策課 (075-414-4359)
-------------	----------------------------

【国の事業等】

- 地域公共交通確保維持改善事業〔国土交通省〕 206 億円の内数
- 社会資本整備総合交付金(地域公共交通再構築事業)〔国土交通省〕 4,597 億円の内数
- 鉄道施設総合安全対策事業〔国土交通省〕 45 億円の内数
- ローカル鉄道観光資源活用促進事業〔国土交通省〕 46 億円
- インバウンド先進車両導入支援事業〔国土交通省〕 (R7 補正 78 億円の内数)

■現在の制度概要

事業名	補助対象	補助率	要望
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	信号保安設備、防護設備、線路設備等のうち、大規模な修繕（非公共には車両更新を含む。）	【国 1/3】 ただし、鉄道事業再構築を実施した場合、財政力指数 0.46 未満の自治体の場合は国 1/2、それ以外は国 1/3	
社会資本整備総合交付金(地域公共交通再構築事業)	地域公共交通特定事業の実施計画の認定を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する施設整備	【国 1/2】 効果促進事業（社会資本総合整備計画ごとに交付対象事業全体の 20%を目途）において、車両に対する支援も可能 ※線路設備の保守機能を有する先進車両で要件を満たすもの（1 線区当たり 1 両）は基幹事業の交付対象（令和 7 年 4 月）	車両を基幹事業の対象とするための要件のうち、 ・先進車両の要件を「線路設備の保守機能」に限定せず、運行の省人化・省力化など幅広く対象とすること。 ・「1 線区あたり 1 両」の要件撤廃 ・「レール保守用車両を保有していない事業者が導入する場合」の要件撤廃
インバウンド先進車両導入支援事業	先進的な車両（※観光車両の機能を含む車両）の導入、機能改良に関する経費	【国 1/2】	
ローカル鉄道観光資源活用促進事業	インバウンドの受入に対応した施設等の整備に関する経費	【国 1/2】	

■北近畿タンゴ鉄道の鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に対する国の予算措置額

▶社総交に移行後は車両検査のみとなっており、計画的な車両検査による安定した運行のため、引き続き十分な予算措置が必要

【国費ベース】 (百万円)

	要望額	配分額	不足額	事業内容
令和 6 年度(補正含む)	147	147	0	R6～車両検査のみ（社総交に事業の大半を移行）
令和 7 年度(補正含む)	115	74	41	
令和 8 年度(補正含む)	116	116	0	

■北近畿タンゴ鉄道の地域公共交通再構築事業（社総交）に対する国の予算措置額

▶計画に基づき大規模設備や車両の更新を予定するなど、今後はこれまで以上に多額の予算措置が必要

【国費ベース】 (百万円)

	要望額	配分額	不足額	事業内容
令和 6 年度(補正含む)	645	616	29	軌道・電気設備、車両更新等
令和 7 年度(補正含む)	728	728	0	
令和 8 年度(補正含む)	892	892	0	

※R8 実施事業の一部が R7 年度に前倒して配分されているが、本表では R8 年度に含めている。
また、R8 はインバウンド先進車両導入支援事業、ローカル鉄道観光資源活用促進事業を含む。